

## 18 外部の者による器物損壊・盗難等

### 【事例】

テニス部の生徒が早朝練習のために、朝7時30分頃に部室の鍵を開けて入室すると、部室の窓ガラスが割られ、部室内に保管していた生徒の私物であるラケットが数本紛失していた。生徒は、すぐにテニス部の顧問に報告した。

### ○発生時の対応のポイント

#### [状況の把握・対応]

- ・連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、確認や立ち入りを最小限に留め、「立入禁止」の掲示をする等、現場保存の措置を行う。
- ・器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- ・管理職は、生徒や保護者への説明内容等、今後の対応方針等を検討し、決定する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・各学級（ホームルーム）又は全校集会等において、全生徒に不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の生徒に被害がないか、不審な人物を目撃していないか等を確認する。

#### [関係機関等との連携]

- ・管理職は状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。

#### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

#### [保護者への対応]

- ・担任や部活動顧問等は、被害を受けた生徒の保護者に連絡し、事件の概要や学校のとった措置を説明し、理解を求める。
- ・必要に応じて、担任や部活動顧問等とともに管理職が各家庭を訪問する。
- ・状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急保護者会等を開催し、事件の概要及び今後の対応について説明する。

#### [報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### [再発防止策の検討]

- ・学年集会・全校集会等で事件の概要を伝え、部室等の使い方等について再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。
- ・担任や部活動顧問等は、生徒に不要な私物を持ち帰ることや貴重品の管理等について指導する。
- ・管理職は、管轄の警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。

#### [未然防止策]

- ・日頃から施設の管理状況を確認し、整備に努める。
- ・各部屋の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は校舎の施錠を確認する。
- ・夜間の警備を警備会社に業務委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行う。
- ・備品等の保管場所や保管方法に十分注意する。
- ・地域の防犯協会等の関係機関やスクールガード等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。
- ・近隣の学校（他校種を含む）や教育委員会、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。
- ・自然災害が発生した際には、被災地を狙った窃盗犯罪の多発が考えられることから、警察と連携し、犯罪の発生状況について把握するとともに、地域の自主的な防犯活動への協力を検討する。

#### [その他]

- ・各部屋の管理責任者は、室内の物品の種類や個数について、日常的・定期的に確認し、把握するとともに、室内の整理整頓に努める。